

ブロック塀等除去費補助金

二本松市では、危険度の高いブロック塀等の除却に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。市が現地の調査を行ったうえで決定しますので、事前にご相談ください。

●補助対象となるブロック塀等

建築基準法に適合しない、次のすべてに該当するブロック塀等

- ・市内の避難路沿いにあり、地震等で倒壊するおそれがあるもの
- ・面する避難路からの高さが1mを超えるもの
- ・過去にこの要綱または他の制度による補助金の交付を受けていないこと

※避難路：二本松市耐震改修促進計画に位置付けた避難路

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀（擁壁は含まない。）

●補助金額

最大10万円

※下記①②のいずれか少ない額の2分の1以内

- ①除却費、運搬費及び処分費等
- ②撤去部分の延長1m当たり1万円を乗じて得た額

●補助対象者

本市の市税の滞納がない個人で、ブロック塀等の所有者またはその世帯員

●募集戸数

10件程度（先着順）

●募集期間

令和5年6月1日～ ※予算額に達し次第、受付を締め切ります。

※事前調査が必要になります。（調査後、対象となる場合に申請となります。）

※交付決定前に着手した工事は対象となりません。

※令和6年2月28日までに実績報告を完了する必要があります。

【お問い合わせ先：二本松市役所 建築住宅課 住宅係 TEL0243-55-5133】